

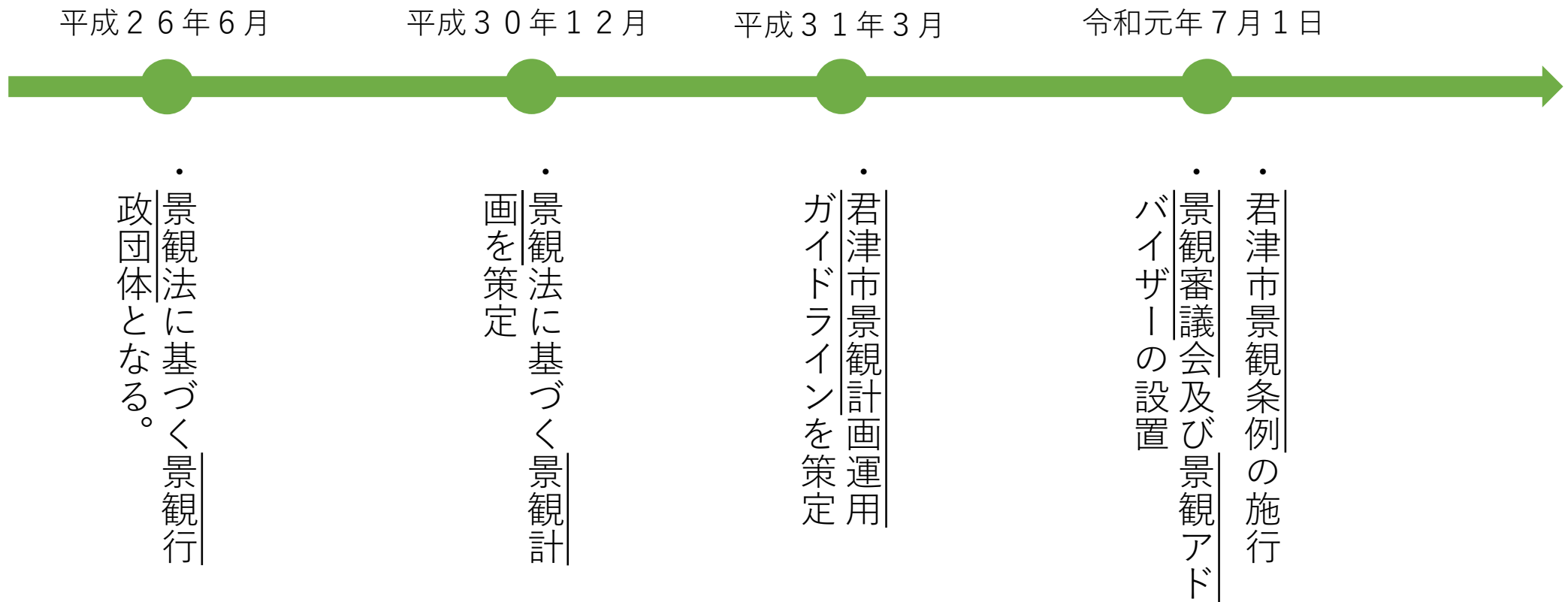
資料（１）

景観計画区域内行為届出状況 について（報告）

目次

- ・ 1 本市の景観行政のあゆみ
- ・ 2 年度別届出状況について
- ・ 3 令和 6 年度開園「君津市立みふねの里保育園」
の設立に伴う景観法の届出について

・ 1 本市の景観行政のあゆみ



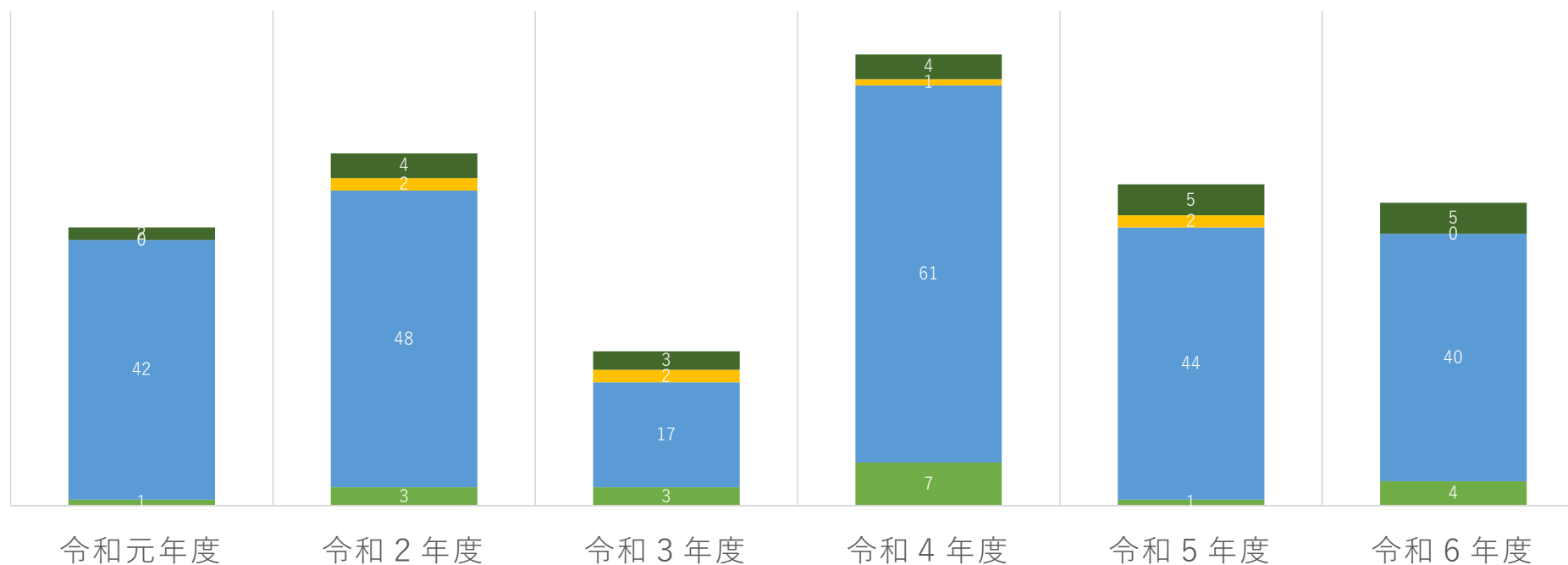
・ 2 年度別届出状況について

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	合計
建築物	1	3	3	7	1	4	19
工作物	42	48	17	61	44	40	252
開発行為	0	2	2	1	2	0	7
土石採取等	2	4	3	4	5	5	23
合計	45	57	25	73	52	49	301

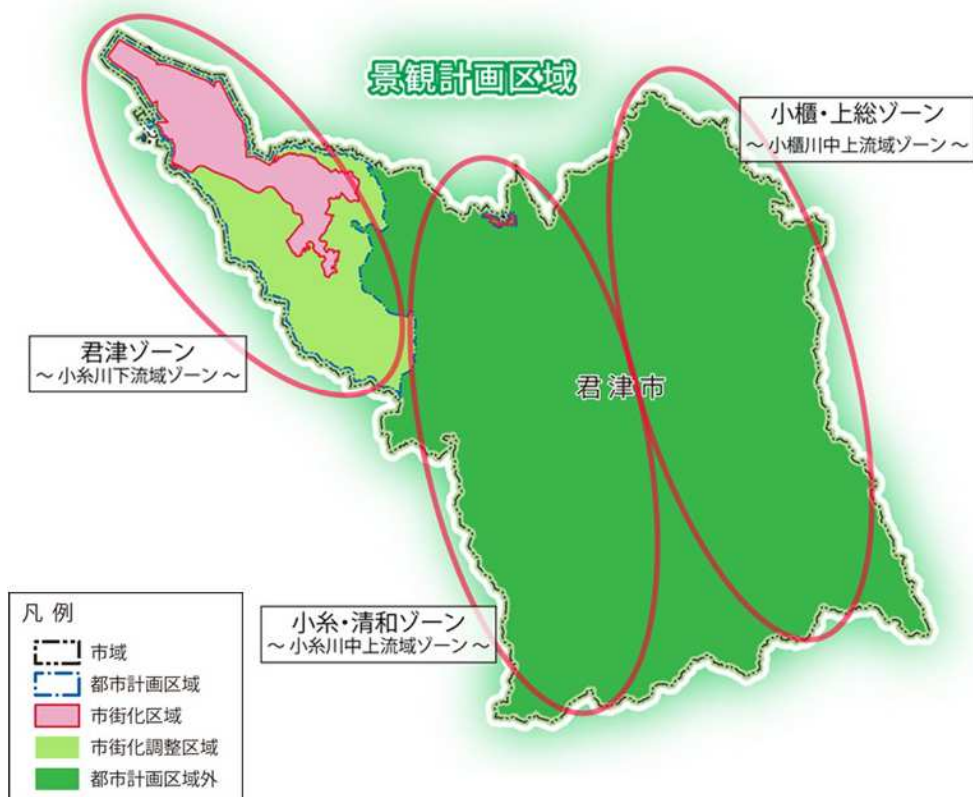
・ 2 年度別届出状況について

年度別届出状況

■ 建築物 ■ 工作物 ■ 開発行為 ■ 土石採取等



・ 2 年度別届出状況について



	君津ゾーン	小糸・清和ゾーン	小櫃・上総ゾーン
建築物	17	3	0
工作物	37	51	161
開発行為	6	1	1
土石採取等	6	6	12
合計	66	61	174

- 3 令和6年度開園「君津市立みふねの里保育園」の設立に伴う景観法の届出について



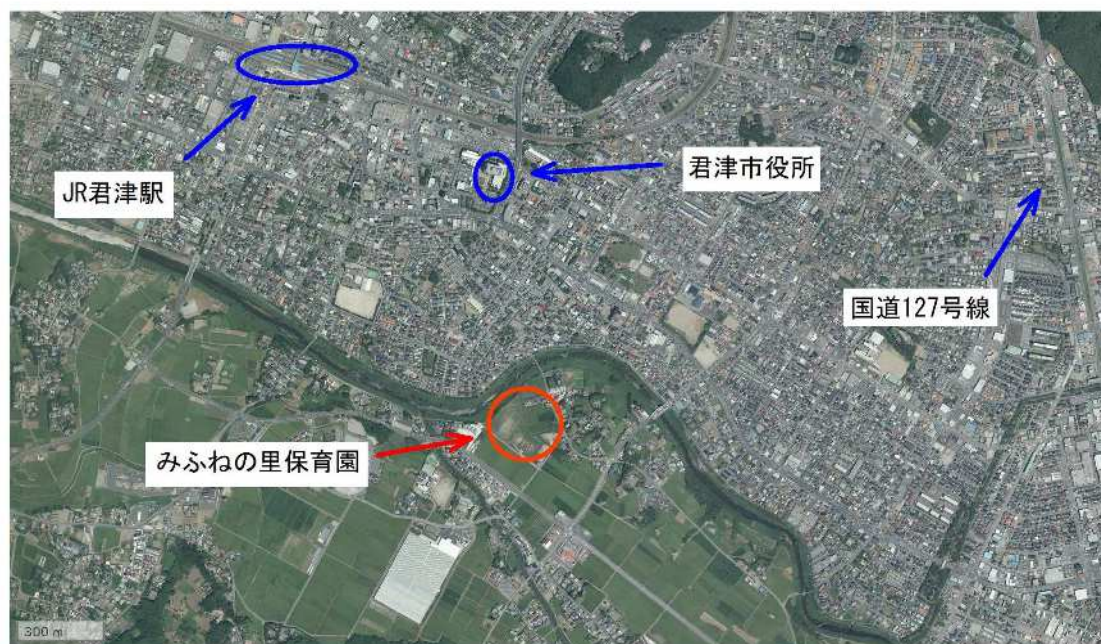
名 称：君津市立みふねの里保育園

所 在 地：君津市貞元323-1

開設年月：令和6年4月

概要：緑豊かな「みふね山」のふもと、貞元の地にできた保育園。地域の自然にふれあい、保育園に集うみんなの活気があふれる園を目指す（君津市HPより）。

3 令和6年度開園「君津市立みふねの里保育園」の 設立に伴う景観法の届出について



所在地：君津市貞元323-1

敷地面積：9,383.00平方メートル

建物面積：2,113.96平方メートル

建物構造：木造（一部鉄骨造）平屋建（一部2階建）

建築物最高高さ：6.16メートル

建築物最高軒高：5.36メートル

・ 3 令和6年度開園「君津市立みふねの里保育園」の設立に伴う景観法の届出について



【計画運用ガイドライン一部抜粋】

(1) 位置・配置

- ・ 背景に広がる山並みや田園風景などを遮らない位置・配置とすること。

(2) 高さ・規模

- ・ 周辺の景観との連続性やまとまりを損なうことがない高さ・規模とすること。



【景観で配慮した点】

- ・ 平屋建てで高さを一定にし、また建物の間隔を一定にすることで、三船山や周辺の田園の風景に与える影響を緩和した。

・ 3 令和6年度開園「君津市立みふねの里保育園」の 設立に伴う景観法の届出について



【計画運用ガイドライン一部抜粋】

(3) 形態・意匠

- ・ 壁面は、分割・分棟するなどして長大な印象とならないように工夫し、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。
- ・ 周囲の景観と調和するとともに、建築物全体の統一感が確保された形態・意匠とすること。



【景観で配慮した点】

- ・ 原色や、奇抜な形態・意匠を使用せず、周囲の景観と調和する形態・意匠とした。
- ・ 分棟し、ボリューム感を抑えることで、圧迫感が軽減された。

・ 3 令和6年度開園「君津市立みふねの里保育園」の 設立に伴う景観法の届出について



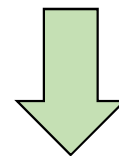
【計画運用ガイドライン一部抜粋】

(4) 色彩

- ・ 人工的な色彩を避け、周囲のまち並みや自然景観に溶け込むような色彩とすること。

(5) 材料・素材

- ・ 周辺の景観と調和した素材の使用に努めること。



【景観で配慮した点】

- ・ 外壁を天然木（杉の木）を使用し、周囲のまち並みと調和した。

<参考>

仕上げ素材…天然木（マンセル値：3.9Y3.1/0.4）
適合基準内

・ 3 令和6年度開園「君津市立みふねの里保育園」の 設立に伴う景観法の届出について



【計画運用ガイドライン一部抜粋】

(6) 屋外設備

- ・ 外壁や屋上などに付帯する設備などは、道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、配置を工夫すること。



【景観で配慮した点】

- ・ 屋外設備本体を含め、配線等が見えないよう、建物の裏側に設置し、かつ子どもが触れられないよう屋根上に設置した。

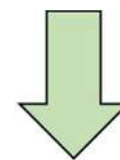
・ 3 令和6年度開園「君津市立みふねの里保育園」の 設立に伴う景観法の届出について



【計画運用ガイドライン一部抜粋】

(7) 外構・緑化

- ・ 塀や柵などを設置する場合は、周囲の景観に配慮し、まち並みの連続性を確保するとともに、周囲に圧迫感を与えないよう配置や形態・意匠を工夫すること。



【景観で配慮した点】

- ・ ブロック塀等を使用するのではなく、周囲の景観と調和するフェンスでまち並みの連続性を確保し、圧迫感がないよう努めた。

- 3 令和6年度開園「君津市立みふねの里保育園」の設立に伴う景観法の届出について



【計画運用ガイドライン一部抜粋】

(9) 夜間照明

- ・夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に拡散しないよう照明方法等を工夫すること。



【景観で配慮した点】

- ・光が田園等に拡散しないように、光量や照射範囲を抑えた。

・ 3 令和 6 年度開園「君津市立みふねの里保育園」の 設立に伴う景観法の届出について

君津市景観計画運用ガイドライン、景観形成基準の項目一覧より、
みふねの里保育園の設立に伴って、景観に配慮した点

- ・ (1) 位置・配置 ○
- ・ (2) 高さ・規模 ○
- ・ (3) 形態・意匠 ○
- ・ (4) 色彩 ○
- ・ (5) 材料・素材 ○
- ・ (6) 屋外設備 ○
- ・ (7) 外構・緑化 ○
- ・ (8) 駐車場
- ・ (9) 夜間照明 ○

